

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	児童手当事務法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする。 ②主たる生計維持者の程度の確認のため、受給者と配偶者の所得情報を確認する。 ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 ④支払いを希望する口座情報を照会し、支給する。 申請・届出等は窓口、郵送及びサービス検索、電子申請機能で受領する。
③システムの名称	・児童手当システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能 ・申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番81
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番106,107 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42,125,141,161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開・個人情報保護担当

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務においては他の職員とダブルチェックを徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・担当者はマイナンバー取扱いに係る研修を毎年受講する。 ・書類に記載されたマイナンバーの確認後はマスキングをして他の人の目に触れないようにする。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 以上のことから、「特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策」は「十分である」といえる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	記載なし	新規追加	事後	書式変更による追加
令和2年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども課長 武田 秀隆	こども課長	事後	
令和2年7月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 26. 30及び87の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条 ※30の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 74及び75の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条及び第40条の2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 26. 30及び87の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条 ※30の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 74及び75の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条及び第40条の2	事前	
令和4年10月21日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	手当て受給中の方は、毎年6月に受給要件を確認するため、現況届を提出する必要がある。	公簿等で受給要件を確認できない方は、毎年6月に現況届を提出する必要がある。	事後	
令和5年3月22日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【業務内容】 認定請求書受理 ①出生、転入等による認定請求書を受理する。 ②請求内容の審査及び添付書類の確認をする。 ③認定(額改定)通知書又は却下通知書を送付する。 支給事務 ①支給時期 ・定期支給 毎年度6月(2月～5月分)、10月(6月～9月分)及び2月(10月～1月分)の10日に支給する。 ・随時支給 転出等で支給要件を満たさなくなった方は、定期支給月にかかわらず不定期に支給する。 ②支給額(一人月額) 3歳未満:15,000円、3歳～小学校終了前:10,000円(第3子以降は15,000円)、 中学生:10,000円、所得制限限度額以上の方(特例給付):5,000円	【業務内容】 認定請求書受理 ①出生、転入等による認定請求書を受理する。 ②請求内容の審査及び添付書類の確認をする。 ③認定(額改定)通知書又は却下通知書を送付する。 ・窓口、郵送による受付のほか、サービス検索、電子申請機能、申請管理システム経由にて受領する。 ・マイナポータルのお知らせ機能を用いて通知を行う。	事前	
令和5年3月22日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	現況届 公簿等で受給要件を確認できない方は、毎年6月に現況届を提出する必要がある。 ①届出用紙を6月上旬に受給者の方へ送付する。 ②現況届の受付をする。 ③届出内容の審査及び添付書類の確認をする。 消滅事務 ・転出等で支給要件を満たさなくなった方や支給対象期間に達した方に、消滅通知書を送付する。 各種届出書の受理 ・口座変更届、氏名変更届、消滅届等の各種届出書等を受付する。	現況届 公簿等で受給要件を確認できない方は、毎年6月に現況届を提出する必要がある。 ①届出用紙を6月上旬に受給者の方へ送付する。 ②現況届の受付をする。 ③届出内容の審査及び添付書類の確認をする。 ・窓口、郵送による受付のほか、サービス検索、電子申請機能、申請管理システム経由にて受領する。 ・マイナポータルのお知らせ機能を用いて通知を行う。 消滅事務 ・転出等で支給要件を満たさなくなった方や支給対象期間に達した方に、消滅通知書を送付する。 各種届出書の受理 ・口座変更届、氏名変更届、消滅届等の各種届出書等を受付する。	事前	
令和5年3月22日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・児童手当システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー	・児童手当システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能 ・申請管理システム	事前	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にいる児童を養育している方に当該手当を支給する。 番号法では、別表第一56の項に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。 【業務内容】 認定請求書受理 ①出生、転入等による認定請求書を受領する。 ②請求内容の審査及び添付書類の確認をする。 ③認定(額改定)通知書又は却下通知書を送付する。 ・窓口、郵送による受付のほか、サービス検索、電子申請機能、申請管理システム経由にて受領する。 ・マイナポータルのお知らせ機能を用いて通知を行う。 現況届 公簿等で受給要件を確認できない方は、毎年6月に現況届を提出する必要がある。 ①届出用紙を6月上旬頃に受給者の方へ送付する。 ②現況届の受付をする。 ③届出内容の審査及び添付書類の確認をする。 ・窓口、郵送による受付のほか、サービス検索、電子申請機能、申請管理システム経由にて受領する。 ・マイナポータルのお知らせ機能を用いて通知を行う。 消滅事務 ・転出等で支給要件を満たさなくなった方や支給対象期間に達した方に、消滅通知書を送付する。	児童手当事務法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする。 ②主たる生計維持者の程度の確認のため、受給者と配偶者の所得情報を確認する。 ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 ④支払いを希望する口座情報を照会し、支給する。 申請・届出等は窓口、郵送及びサービス検索、電子申請機能で受領する。	事後	
令和6年9月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、15歳到達後の最初の3月31日までの間にいる児童を養育している方に当該手当を支給する。 番号法では、別表第一56の項に基づき、児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で個人番号を用いることとなる。 【業務内容】 認定請求書受理 ①出生、転入等による認定請求書を受領する。 ②請求内容の審査及び添付書類の確認をする。 ③認定(額改定)通知書又は却下通知書を送付する。 ・窓口、郵送による受付のほか、サービス検索、電子申請機能、申請管理システム経由にて受領する。 ・マイナポータルのお知らせ機能を用いて通知を行う。 現況届 公簿等で受給要件を確認できない方は、毎年6月に現況届を提出する必要がある。 ①届出用紙を7月上旬頃に受給者の方へ送付する。 ②現況届の受付をする。 ③届出内容の審査及び添付書類の確認をする。 ・窓口、郵送による受付のほか、サービス検索、電子申請機能、申請管理システム経由にて受領する。 ・マイナポータルのお知らせ機能を用いて通知を行う。 消滅事務 ・転出等で支給要件を満たさなくなった方や支給対象期間に達した方に、消滅通知書を送付する。	児童手当事務法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認をする。 ②主たる生計維持者の程度の確認のため、受給者と配偶者の所得情報を確認する。 ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 ④支払いを希望する口座情報を照会し、支給する。 申請・届出等は窓口、郵送及びサービス検索、電子申請機能で受領する。	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【別表第二における情報提供の根拠及び主務省令】 26、30及び87の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び第44条 ※30の項に係る主務省令は未制定 【別表第二における情報照会の根拠及び主務省令】 74及び75の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条及び第40条の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番106,107 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番42,125,141,161	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月12日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年9月12日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加